

[事案 2022-56] 特約遡及付加請求

・令和4年11月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足により、個人年金保険料税制適格特約を付加できなかったことを不服として、特約の遡及付加を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年3月に母が契約し、平成29年11月に自分に契約者変更した個人年金保険について、以下等の理由により、個人年金保険料税制適格特約（以下「税制適格特約」）を契約者変更時に遡って付加してほしい。

- (1) 契約時および契約者変更時に、生命保険料控除を受けることが加入目的であることを母から担当者に伝えていた。契約時は自分が未成年であったため、母が契約者となったが、母が契約者の間は、税制適格特約を付加することができないとの説明がなかった。
- (2) 契約者変更時、募集人から税制適格特約を付加するために手続が必要であることの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、募集人から申立人母へ手交した約款には、税制適格特約は契約者の申出により付加されることが記載されている。
- (2) 契約者変更は、税制適格特約について適切に情報提供がなされたうえで行われている。
- (3) 契約者変更時、申立人母から生命保険料控除や税制適格特約付加に関する話は一切なかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。